

該当箇所等	番号	ご意見	意見数	考え方
本基準案全般	1	日本の中古品は質が良く人気があり、海外におけるニーズがある。本基準が策定されると輸出が制限される。	108	海外で日本の使用済み電気・電子機器が適正にリユースされること、良いことです。一方、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、輸出先国において環境上不適切な処理が行われ現地の環境汚染につながるおそれがあります。そこで、リユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、輸出者の方々は、自ら、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」といいます）及び国外為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます）に基づく輸出の承認を要しないことをご確認いただけます。本基準案は、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。さらに、中古品の判断基準を明確にすることにより、日本の使用済み電気・電子機器の中古品の質がより高められることに資すると考えます。
	2	本基準案に反対。これまで輸出されていた中古品が輸出できなくなり、国内での不法投棄が増える。	82	輸出者又はその関係事業者等は、取り扱う使用済み電気・電子機器が最終的にリユース目的で輸出されるのであれば、購入時点において本基準を満たすリユース可能な機器を取り扱ふようお願いいたします。そうすることにより、リユースに適さない物が手元に残ってしまうことは避けられます。また、排出時点においては、排出者は適正にリユース又はリサイクル（修理を含む。）されるようご留意をお願いいたします。
	3	基準案に反対。基準が厳しすぎて、事業が成り立たなくなる。ビジネスを阻害すべきではない。	67	海外で日本の使用済み電気・電子機器が適正にリユースされること、良いことです。一方、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、輸出先国において環境上不適切な処理が行われ現地の環境汚染につながるおそれがあります。そこで、リユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、輸出者の方々は、自ら、バーゼル法及び外為法に基づく輸出の承認を要しないことをご確認いただけます。本基準案は、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。さらに、中古品の判断基準を明確にすることにより、日本の使用済み電気・電子機器の中古品の質がより高められることに資すると考えます。
	4	本基準案が策定されると、これまで輸出されていた中古品が国内でリサイクルされる。リサイクルよりも、（海外での）リユースを促進すべきである。	57	環境省もリユースは促進すべきものと考えております。一方で、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、輸出先国において環境上不適切な処理が行われ現地の環境汚染につながるおそれがあります。また、リユースに適さない物が、輸出の承認を受けてにリユース名目で輸出されられることはございません。そのため、使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出され不適正に処理されてしまうことを防止するため、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を作成することとし、これは適正な中古品の輸出促進にも寄与するものです。
	5	悪質な業者はしつかり取り締まるべき。そのような悪質な業者のせいで、真面目にやっている業者まで不利益を被るべきではない。	55	本基準案は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユース目的で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すものです。このような基準の明確化は、適正な中古品の輸出促進に寄与するものです。
	6	中古品の輸出が制限されると、輸入側のビジネス（輸入業、修理業）にも影響する。	45	海外で日本の使用済み電気・電子機器が適正にリユースされること、良いことです。一方、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、輸出先国において環境上不適切な処理が行われ現地の環境汚染につながるおそれがあります。そこで、リユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、輸出者の方々は、自ら、バーゼル法及び外為法に基づく輸出の承認を要しないことをご確認いただけます。なお、国によって電源が異なるためそれに応じるための電源の交換又は変圧器の使用や、現地の周波数に合わせる（チューニング）等の修理又は改良については、バーゼル条約（法）に規定する処分作業に該当しません。また、現地で重要な再組立てを行いリユースする場合には、バーゼル条約（法）に規定する処分作業に該当します。輸出はバーゼル法に基づく手続が必要となります。
	7	「不適正な輸出、偽装リユースはどれくらいあるのか」、「輸出先国ではどのように使われているのか」、「輸出先国からクレームは来ているのか」等、実態を十分に調査した上で基準の策定を検討すべき。	15	環境省では、日本の使用済み電気・電子機器の海外でのリユース市場、利用、処理実態等について定期的に調査を行っております。日本からの不適正な輸出（リユースを偽装した輸出（いわゆる偽装リユース）等）やそれに起因する環境汚染がどのくらい起きているかについて、不法であるが故意に定義的に実態把握することは困難ですが、リユース名目で輸出された使用済み電気・電子機器がリサイクルされたり、使用済み電気・電子機器が金属スクラップにて混入され輸出されている事例が指摘されています。実態として我が国から不適正な輸出が行われていることに鑑み、環境省としては、それを防止しなければなりません。本基準は、リユース目的と客観的に判断される基準を示すことにより不適正な輸出を防止するためのものですが、規定の法令の適用範囲を明確にするものであり、新たな規制をかけるものではありません。そのため、これまで適切にリユース可能であることを確認されていたのですが、この基準に合致するはまでのことで、輸出を阻害することを目的としたものではありません。今回のパブリックコメントにおいて、後述する通電検査に対する多くの御意見が寄せられたことに鑑み、通電検査に関して、中古品の輸出先での取扱い状況、関係事業者からのヒアリング等、最新状況の更なる調査・検証等を行い、判断すること致します。
	8	リユース名目で輸出されている電気・電子製品のほとんどは廃棄物に該当するものと考える。海外での環境汚染にも繋がっています。思い切って中古電子電気製品の輸出を全面禁止して、国内リユース及び処理、そして資源確保の方向へ舵をきるべきである。	7	本基準案は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユース目的で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すものです。このような基準の明確化は、基準を満たさない使用済み電気・電子製品の不法輸出防止に寄与するものと考えます。
	9	今回の案はどういう過程、背景、目的で作成されたのか不明瞭。公開で議論すべきである。	5	御意見を踏まえ、基準②に関する今後の検討については、検討会を原則、公開とさせていただきます。
	10	リユースの適否を判断する基準はそれに対して対価が支払われるかどうかを基準とし、それに対する事業関係の証明を輸出業者に提出可能な状態にしておけば十分であると考えられる。	3	有価で取引される場合であっても、バーゼル条約（法）においては、価値の有無にかかわらずリサイクルなどの処分作業を行うものは規制対象になります。従って、有価で取引されることの証明をもって、規制対象とはならない中古品として判断することは適切ではないと考えます。
	11	使用可能な電気・電子機器であっても、製造年が古いものはすぐに故障をして使えなくなる可能性が高いため、判断項目として、製造からの年数制限（例えば、3年内に製造された品目）を設けるべきである。	3	製品によってはご指摘のような製造年を判断基準に盛り込むことが合理的な場合もあると考えますので、御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。
	12	輸出規制を強化すべき。本基準案で要求されている資料は、求めに応じて提出可能な状態にしておくのではなく、毎回の輸出の都度審査をすべきである。	3	
	13	有害物を含む特定の中古製品及び修理が不能で再利用に適さない中古製品は、海外への輸出をすべて禁止すべきである。中古製品として海外に輸出販売する際には、多少の工数と費用を掛けて付加価値のあるものにする為の企業努力が絶対に必要である。	2	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。環境省としては、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、適切な中古品判断基準の策定を目指します。
	14	中古品として輸出された物が不法投棄等されないよう、輸出入業者の企業情報の把握や輸出入業者のライセンス強化といった施策が必要である。	2	
	15	輸出入の権利の質を確認・管理することが重要と考える。中古品として販売できなかった物は返送を受けるなど、輸出者は、輸出した商品を最後まで責任をもって対応るべきである。	2	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。環境省としては、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、適切な中古品判断基準の策定を目指します。輸出者が中古品判断基準を遵守することで、中古品がリユースに適したものかどうかの確認をすることができると言えます。
	16	現地で実際にリユースされるものののみの輸出を行なうべきである。現地の需要がない物やバーゼル上問題の物の輸出は取り締まるべきである。	1	ご指摘のとおりです。環境省としては、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、適切な中古品判断基準の策定を目指します。輸出者が中古品判断基準を遵守することで、中古品がリユースに適したものかの確認をすることができると言えます。
	17	輸出する際に、その輸入国で需要のある商品で、商品の状態が輸出先で修理が可能かどうかを調べて、それを基準にしてリユース品に適しているか判断するべきだと考える。	1	ご指摘の通り、輸入国における需要（中古市場があること）や修理可能であること（破損や傷、汚れがないこと）は中古品の判断基準として重要であると考えます。
	18	海外のバイヤーが重視するのは、「通電検査」「通電の有無」ではなく、「適切な保管」「主要部品・外装の欠損がない」「メーカー・方式」「年式」などである。	1	今回のパブリックコメントにおいて、後述する通電検査に対する多くの御意見が寄せられたことに鑑み、環境省では、中古品の輸出先での取扱い状況、関係事業者からのヒアリング等、最新状況の更なる調査・検証等を行なう予定です。
	19	リユース目的であれば税関に申告時に証明する必要はないと考える。	1	中古品判断基準は、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。各基準については、その証明書類等を求めて提出・説明可能な状態にしておくことで、本基準案に基づき、リユース目的での輸出であることが証明できるものと考えます。
	20	厳しい規制ができると、その規制を正直に守ろうとする事業者がいる一方、脱法的な手法をとる悪徳な事業者が出現し、違法な手法を促進させると考えられる。	1	本基準案は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユース目的で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すものです。このような基準の明確化は、基準を満たさない使用済み電気・電子製品の不法輸出防止に寄与するものと考えます。それでもなお不法輸出の実態が確認された場合は、新たな防止策を検討するとともに、不法輸出を行う輸出者については、バーゼル法・外為法等に基づき、厳正に対処致します。
	21	記憶媒体を持っており、外部からデータを取り込める電気・電子機器については、記憶媒体内のデータを完全消去することを基準で規定した方がよい。その理由は、記憶媒体内部にコンピュータウイルスが含まれている場合、直接再利用時に輸入国側の機器に伝染することで破壊行為が見なされ、バーゼル条約に抵触する恐れがあるためである。	1	コンピュータウイルスの伝染自媒体は、バーゼル条約に抵触するものではありませんが、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	22	モニトリオール議定書などの観点からも、フロン類を含む冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、輸出を禁止または制限するなどの基準も検討すべきである。	1	バーゼル条約では、フロン類は規制対象となっておりませんので、フロン類は本基準の検討対象としておりませんが、地球環境保全の観点から、今後の施策の参考とさせていただきます。
	23	リユースの可否の判断ではなく、有害物質が含まれているか否かを中古品判断の基準とするべきである。	1	バーゼル法では、有害物質の含有の有無の判断も必要ですが、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業（リサイクル等）が行われるか否かも、規制対象の判断基準の一つとなっているため（バーゼル法第2条第1項）、リユース可否の判断基準も明確にされている必要があります。
	24	通電確認、動作確認、年式、外観検査、輸出先の中古市場確認を行えば、リユース品として輸出している事が十分証明できる。	1	ご指摘のとおりです。本基準は、リユース目的での輸出を客観的に判断することを容易にすることを目的としたものです。

基準① 破損や傷、汚れがないこと	25	中古品である特性上、傷・汚れの存在は不可避である。程度により物品の価値を判断する要因とはなりうるが、中古品の判断基準とするべきではない。	7	本基準案では、破損や傷が全くないことを求めているわけではありません。しかし、製品の筐体の大きな打痕や著しい汚れなどがある場合は、リユースできない可能性があると考えられます。従って、リユースに支障のある破損等がないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくなど、破損等があってもリユース可能である旨の証明をすることで対象物が中古品と判断されるものと考えます。
	26	破損は、判断基準の重要なポイントであり、確認が必要である。	3	ご指摘の通りです。リユースに支障のある破損等がないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくなど、破損等があってもリユース可能である旨の証明をすることで対象物が中古品と判断されるものと考えます。
	27	リユース品に求められるのは概観ではなく主に機能である。安全に使えるなら概観上に問題があつても可とすべきである。	4	製品の筐体の大きな打痕や著しい汚れなどがある場合は、リユースできない可能性があると考えられます。従って、リユースの支障となる破損等がないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくなど、破損等があつてもリユース可能である旨の証明をすることで対象物が中古品と判断されるものと考えます。
	28	製品の番号を控える意味はない。	2	「輸出者による証明方法の例」は一例であり、これ以外の方法による証明を排除するものではありません。なお、破損等の状況は製品毎に違いますので、破損等がないことの確認は製品毎に行い、それを記録しておく方法が合理的であると考えます。
基準② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること	29	【通電検査に反対】海外では電圧が異なるため、修理を行う。輸出時に通電しなくとも、海外で修理できる。	136	
	30	【通電検査に反対】国内での通電検査は、手間、コストがかかり、輸出ビジネスが成り立たなくな。	88	
	31	【通電検査に反対】通電検査を要求する理由がわからない。	7	
	32	【通電検査に反対】(具体理由の記載なし)。	6	
	33	【通電検査に反対】輸送中に不具合が生じる可能性があり、日本で通電検査しても意味がない。	1	
	34	【通電検査に反対】他国では同様の通電検査を行っているのか。	1	
	35	内蔵された蓄電池について、蓄電池の機能をすべて保証するという考え方には中古品の取り扱いにならない。蓄電池に対して求められる明確な基準を示すべきである。	2	
	36	蓄電池や充電池については、個々の製品が正常に作動できることを確認しておれば別途に検査する必要性はないものと考える。	2	通電検査に關して、中古品の輸出先での取扱い状況、関係事業者からのヒアリング等、最新状況の更なる調査・検証等を行い、判断することと致します。
	37	「正常に作動」の定義が曖昧である。単に電源が入るというだけでは、実際に使用できるかどうか確認できていない。厳密に言えば、メーカーでなければできないが、最近の電気・電子機器は非常に精密であり、その機能が十分に果たせる品質を確認するには、メーカーの検査基準の開示が必要である。	2	
	38	通電検査により通電確認ができるても、本当にリユースされるかどうかはわからない。通電することができるが、その機器が本来の機能を満たさない場合は輸出不可とするべきである。	1	
	39	フランクテルの特例と同様、輸出者の責任において、輸出先国で主要な再組立を伴わずにリユースされることを確認し、リユースできないものについては原則輸出国に持ち帰る仕組みを確立できる場合には、事前相談の上、輸出を認めることがあるとの一条を挿入していただきたい。	1	
	40	「現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認」とはどうのようなことを指すのか。純正品と同じ品質基準の付属品を調達することは極めて難しい。	1	
基準③ 荷姿等	41	「付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認」とあるが、正常に動作しないものは扱いが粗雑になり、輸出先でサイクルに回される虞があることから、上記文言は削除して、正常に動作することを中古品の判断として頂きたい。	1	
	42	輸入国の業者は部品取り目的で購入しているので、通電検査は不要である。	1	部品取りを行うための輸出の場合には、部品取りされた結果生ずる残渣(不要な部品等)については、リサイクル又は廃棄されるため、輸出する使用済み電気・電子機器の有害特性の有無を確認し、有害特性を有するものについては、バーゼル法の輸出手続きを経て輸出しなければなりません。よって、部品取りを行うための輸出はリユース目的の輸出であるとは認められません。
基準④ 契約書等による中古品取引の事実関係	43	③の基準は、過剰な梱包ではないか。輸出先国で取り去るのが手間であり、ゴミを増やすだけである。	5	基準③は、「集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること」であり、輸送中の破損を防止する適切な措置が講じられていれば、基準③を満たすことができると言えます。テレビモニター等については、画面部分が破損する中古品としての利用が不可能であると考えられますので、画面保護が必要と考えます。小型の使用済み電気・電子機器については、整然とした積載や個別の包装を例示しましたが、輸送中等の破損を防止する措置として適切な方法であると認められれば、これに限定するものではありません。
	44	海外における部品リユースは優れた資源再生の手段として評価されるべきである。リサイクル残渣に対する適正処理を支援することが重要である。	6	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。なお、部品取りされた結果生ずる残渣(不要な部品等)については、リサイクル又は廃棄されるため、輸出する使用済み電気・電子機器の有害特性の有無を確認し、有害特性を有するものについては、バーゼル法の輸出手続きを経て輸出しなければなりません。
	45	「部品取り」について、定義が不明である。また、合理的な努力をしてもリユース目的で販売できなかつた場合、廃棄はできるのに「部品取り」はできないという不合理な結論に至るおそれがある。	1	部品取りについて、広く理解いただけるよう定義を明確にすることといたします(本基準策定時に追記予定)。部品取りを行うための輸出の場合には、部品取りされた結果生ずる残渣(不要な部品等)については、リサイクル又は廃棄されるため、輸出する使用済み電気・電子機器の有害特性の有無を確認し、有害特性を有するものについては、バーゼル法の輸出手続きを経て輸出しなければなりません。よって、部品を取りを行うための輸出はリユース目的の輸出であるとは認められません。リユースに適した製品が輸入国において合理的な努力をしてもリユース目的で販売できなかつた場合は、輸入国における発生物として処理されるものと考えられます。
	46	契約書などの証拠書類は必要である。	1	ご指摘のとおりです。契約書等により中古品の取引であることを確認することで、リユース目的の輸出であることが客観的に確認できると考えます。
基準⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること	47	輸入者が、自ら販売店を持ち販売する形であれば、本基準案に示された証明は容易だが、それを分業している形態(中古家電を輸入する業者、店舗に販売する業者(問屋のような存在)、修理専門の業者等)もある。店舗を持たない業者もあり得るので、店舗写真は難しいのではないか、と考える。	1	「輸出者による証明方法の例」は一例であり、輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認されれば、これ以外の方法による証明を排除するものではありません。
	48	現地にて修理・販売が前提であるため、中古市場の存在の確認と同時に、修理技術の確認も必要と考える。	1	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。
	49	輸入国において当該製品の中古市場があるかどうかは問題ではなく、「有価物」として取引したかどうかが問題である。よって基準④で有価物の確認が出来るので基準⑤は不要である。	1	有価で取引される場合であつても、バーゼル条約(法)においては、価値の有無にかかわらずリサイクルなどの処分作業を行うものは規制対象になります。従って、有価で取引されることの証明をもって、規制対象とはならない中古品として判断することは適切ではないと考えます。

その他	50	現地のリサイクルシステムが整備されていないことが問題なのではないか。日本は経済援助や技術支援をして、現地のリサイクルシステムを整備すべきである。	31	環境省では、既に開発途上国の3R国家戦略策定・法制度等の支援を実施しており、当省が主催する「アジア3R推進フォーラム」においては、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を促進しています。さらに、昨年度から「静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業」を実施し、我が国静脈産業の廃棄物・リサイクル事業等の海外展開を支援しています。以上の通り、我が国は開発途上国における廃棄物・リサイクルシステム構築支援を続けています。なお、輸出先国において使用済み電気・電子機器をリサイクルする場合は、バーゼル条約(法)の規定する処分作業に該当すると考えられ、有害物質が含まれる場合は、バーゼル法の手続きが必要となります。
	51	リサイクル料金が高いので、不用品回収業者によって回収され、中古品として海外に輸出されるのではないか。	8	消費者の方が使い終わった特定家庭用機器(家電リサイクル法の対象であるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクルについては、プロンの回収などの適正な処理と資源の有効な利用を図るために、相応のリサイクル料金をお支払いいただく必要があります。リサイクル料金ができるだけ安く抑えられるよう、引き続き料金の見直しを促してまいります。
	52	中古家電製品の輸出に携わる多くの事業者ともっと話し合いの場を持ち、よりよい方法を見出していくことが必要である。	7	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。なお、基準②への回答に記載しましたように、通電検査に関しては、関係事業者からヒアリングさせていただく機会を設ける予定です。
	53	使用済み電気・電子機器には有害物質が含まれているのか。日本国内で処分される大量の使用済み電気・電子機器が国民の健康に与える影響が懸念される。	5	使用済み電気・電子機器に使用されている基板には、鉛等の有害物質が含まれている可能性があります。日本国内でリサイクルする場合には、廃棄物処理法等の法令に則り、環境上適正な処理が行われていると考えられます。
	54	大量生産したものを大量リサイクルすればよいという考え方ではなく、今後は生産の段階でまずは余計なエネルギーをや物を作らない、耐久性のあるものを作る、浪費させないという啓蒙が必要である。	3	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。
	55	輸出先で家電が不法投棄されている現状を無視することは、絶対にできない。その数を減らすために、各企業が対策を練ることが重要である。	2	本基準案は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユース目的で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すものです。このような基準の明確化は、基準を満たさない使用済み電気・電子製品の不法輸出防止に寄与するものと考えます。
	56	家電リサイクル法に基づいたリサイクルが徹底されておらず、使用済みの家電製品が不用品回収業者に回収され、スクラップ等として中国などに輸出されているのが現状である。そのような業者が一般家庭から使用済み家電を回収しないよう、もっと強い規制が必要である。	2	ご指摘のような現状に対応するため、環境省では、平成24年3月に、使用済みの特定家庭用機器は廃棄物に該当する旨を明確化したところです。使用済みの特定家庭用機器を許可なく扱っている場合は、廃棄物処理法の規制に基づき、きっちりと指導・取り締まりを行っていくことが重要だと考えます。また、使用済み特定家庭用機器以外の使用済み家電製品についても、廃棄物に該当する場合は同様の対応を行っていくことが重要だと考えます。
	57	不用品回収業者の回収拠点は、家電製品が雨ざらしで積み上げられており危険である。こして回収・保管された家電が有価物と偽って輸出されている現状は異常である。早急に使用済み家電の輸出を規制すべきである。	2	ご指摘のような現状に対応するため、環境省としては平成24年3月に、使用済みの特定家庭用機器は廃棄物に該当する旨を明確化したところです。そこで、使用済みの特定家庭用機器を環境大臣の確認を受けずに輸出しようとした場合は、廃棄物処理法違反にあたるとして指導し、告発も視野に入れつつ、各地の港等で輸出規制を強めているところです。また、使用済み特定家庭用機器以外の使用済み家電製品についても、廃棄物に該当するものについては、同様に輸出規制を強めているところです。
	58	参考「使用済み電気・電子機器の例」について、家庭で使用されたか否かを客観的に判断することはできない。また、家庭で使用されたか否かを判断する方法が乏しいことを考えると、本基準の対象は家庭に限定しないほうが良い。	1	本基準の適用範囲は、家庭用の電気・電子機器としており、実際に家庭で使用されたか否かは問いません。本来輸出する物が、家庭用・産業用、製品・部品に限らず、リユースに適したものであることを確認していただく必要がありますが、相当数の家庭用の機器がリユース目的で輸出されていること、またそれらが不適正に取り扱われている事例が指摘されていることから、本基準では家庭用の機器を対象とすることとしております。
	59	環境省でリユース券を発行し、買い取りの際の貼付を義務付けてはどうか。	1	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。
	60	業界の健全的な発展のために、業界関係者は今後、自主規制を取り入れ、諸課題に誠心誠意に取り組む必要がある。	1	関係事業者による自主的な取組は歓迎されるものです。本基準案は、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。さらに、中古品の判断基準を明確にすることにより、日本の使用済み電気・電子機器のリユース品の質がより高められることに資する考えます。
	61	電気・電子機器のメーカーに全販売モデルの型番毎にどういう有害物質が含まれているかをホームページ等で公表させ、中古品輸出業者が型番号でチェックできるようにしてほしい。	1	御意見の趣旨は、今後の政策の参考とさせていただきます。